

福井市告示第26号

森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により下記のとおり公告する。

令和3年2月1日

福井市長 東村 新



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	面積 (ha)	森林所有者数	筆数	経営管理権の存続期間	備考
集 R2-274-1~12	福井市篠尾・高尾地区	274林班	2.1931	12名	24筆	20年	
集 R2-525-1~15	福井市小当見地区	525林班	1.4591	15名	68筆	20年	

※表中面積欄：林地台帳面積

2 経営管理権集積計画の縦覧場所

福井市大手3丁目10番1号 福井市農林水産部林業水産課及び福井市のホームページ

(<http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d320/rinsui/index.html>)

3 森林経営管理法第7条第2項の規定により、この告示があったときから、福井市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。